R7.1.1変更

【参考1】事故発生後のフロー

事故発生

・利用者家族に連絡してください
・居宅介護支援事業者に連絡してください

山形市への報告が不要な事故である

事業所内で、ヒヤリハットとして、
原因・再発防止策を検討し、記録してください。

(1)重大事故に該当し、
山形市への報告が必要な事故である

(2)重大事故以外の事故に該当し、
山形市への報告が必要な事故である

当日第一報を入れてください
（電話・メール・FAXいずれか）

山形市役所に事故報告書（エクセル形式）を**メール**に添付して提出してください

消費者安全法の
消費者事故等に該当する

消費者安全法の
消費者事故等に該当しない

山形市役所の関係部署と共有します

消費者庁消費者安全課
・消費者安全法に基づき通知します

厚生労働省老健局総務課
・社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（平成27年5月29日付事務連絡）に基づき通知します

消費者庁での活用

消費者庁ホームページへの掲載
https://www.caa.go.jp/
事故情報データバンクへの登録
https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/

事故情報データバンクに登録される情報は、行政向けと国民向けがあります。
行政向けではサービス種別、事業者名を確認できますが、国民向けでは確認できません。